

## ●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成19年9月4日

香川県監査委員 平木 享  
同 水本 勝規  
同 鍋嶋 明人  
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	補助金の適正な事務処理について 補助金の交付に当たっては、補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理を行うこと。（子育て支援課）	補助金の適正な事務処理について 平成18年度交付分（平成19年度確定分）については、補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理を行った。（子育て支援課）
検討指示事項	ア 健康生きがい中核施設の管理・運営について 健康生きがい中核施設については、平成10年度から各圏域ごとに順次整備し、指定管理者制度が導入されているところであるが、今後の施設の管理・運営について、施設の改修・修繕等の将来的な財政負担のあり方を検討するとともに、譲与も含め、早期に適切な対応を図る必要がある。（長寿社会対策課）	ア 健康生きがい中核施設の管理・運営について 今後の施設の管理・運営のあり方にについて、これまでに地元市町の意向を個別に伺ったが、整備年次や内容が施設ごとに異なることから、均一の扱いをすることは困難であると考えざるを得ない。 今後は、県の財政状況や基本構想策定時の考え方などを踏まえて、各施設の状況等も勘案しながら、個別に地元市町等と協議を進めてまいりたい。（長寿社会対策課）
イ 税外未収入金について	母子寡婦福祉資金貸付金、各種施設入所児保護者負担金等に係る税外収入については、日常の債権管理を適正に行うとともに、税外未収入金については、有効な回収措置を講ずるよう検討する必要がある。（健康福祉総務課、子育て支援課、障害福祉課、医務国保課、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保	イ 税外未収入金について 健康福祉部の所管する債権の適正な管理を図るとともに、未収金の早期縮減に向けた効率的・効果的な滞納整理の方策を検討するために、部内に債権管理プロジェクトチームを設置した。 今年度は現在の体制でできるだけ未収金を縮減するとともに、来年度については、体制についても検討を行う。（健康福祉総務課、子育て支援課、障

	健福祉事務所、子ども女性相談センター、川部みどり園、小豆総合事務所)	害福祉課、医務国保課、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、子ども女性相談センター、川部みどり園、小豆総合事務所)
--	------------------------------------	--